

常陸時代の佐行氏 - 500年の軌跡を追う-

「五本骨扇に月丸」 の佐付氏家致

【第4回】

源義業嫡男・昌義、佐行郷に土着

久慈川左岸台地上の馬城城址

茨城県常陸太田市天神林町は、茨城県の最高峰八溝山から流れ出る久慈川の左岸台地上にある。久慈川と台地までの平坦地を浅川と山田川が流れ、一帯は水田が広がる穀倉地帯。この台地南西側突端に佐竹氏ゆかりの馬坂城跡がある。

標高約40mの城跡を目指して南西側古道から 坂道を登ると、畑に隣接する平坦地に「馬坂城址」 の説明板が立っている。ここが本郭跡である。こ の場所から南側に目をやると、那珂市や日立市方 面が遠望できる。

馬坂城は中世、「佐竹郷」(茨城県常陸太田市天神林・稲木町など)と呼ばれた一角にある。「奥七郡」 (茨城県北部地域)の一部で、久慈川を北上すれば 八溝山に行ける。八溝山を越えれば「陸奥国」(福 島・宮城・岩手・青森県と秋田県の一部)である。

源義光が兄義家と清原(藤原)清衡と共に敵と戦った「後三年合戦」は出羽国(秋田・山形県)が主戦場であるが、陸奥国は出羽国と隣接している。しかも、両国の軍人を管轄する鎮守府は多賀城(宮城県多賀城市)に置かれていた、と考えられている。陸奥国は歴史的に源氏と深い繋がりがある土地であった。

義光は後三年合戦後、奥七郡に接する陸奥国「菊田荘」(福島県いわき市)の権益を入手したが、奥七郡に支配地はなかった。それを実現した人物が義光の孫にあたる昌義である。各種系図は父義業を源姓で表記しているが、この昌義から佐竹姓となる。佐竹氏の長い歴史はこの昌義から始まった。

祖父と父の遺産1一常陸平氏

昌義は義業の嫡男である。その昌義の母は『佐 竹系図(御当家系図)』に「吉田太郎(次郎とも) 清幹女也」とある。吉田清幹は、源義光が「常 陸国合戦事」に奔走していた時、共に戦った常陸 平氏の平重幹の二男である。清幹は吉田郡(水戸 市吉田を中心した地域)に土着し、吉田姓を名乗っ ていた。

昌義の母が「吉田清幹の女」ということは、父 義業が「清幹の女」を妻にしていた、という事で ある。昌義は義業の嫡男であるから「清幹の女」 は義業の正室だった可能性が高いだろう。婚姻を 通して義業は平家の在地勢力と結び付き、平家側 は武門の名族と姻戚関係を得たことになる。

それにしても義業は地元有力者の娘を迎えるにあたって自らの土地(領地)を得ていたのであろうか。義光は陸奥国菊田荘の権益を入手していたので、それは引き継がれたであろう。しかし、肝心の常陸国に相伝の地があったのかどうか。『佐竹系図(同)』は義業の添書きに「當国佐竹二ハ義光、義業二代ハ過半御在国也」とある。

「過半」を半分以上と訳せば、義光と義業は人生の半分以上を常陸国で過ごした、と解釈できる。ただ、義光は晩年、義業は40歳前後にそれぞれ入京し、2人とも京都で亡くなっている。この入京の事実を踏まえると、常陸国に領地を持っていなかった、と考えていいのではないか。

祖父と父の遺産2一平泉藤原氏

昌義の父義業は40代前後、京都に上り、文章 生を経て検非違使となった。大治二年(1127)、 父源義光が亡くなった。翌年には平泉に中尊寺を 建立した藤原清衡も他界。義業の周囲で父、さら に父の「戦友」であった清衡もいなくなった。

そんな時、義業は京都に来ていた亡き清衡の妻「北方平氏」と結婚した。公卿、源師時の日記『長秋記』の大治五年(1130)6月8日条に「件清衡妻上洛、嫁検非違使義成」とある。文中の「義成」は義業の事である。

義業は「吉田清幹の女」を娶っているので、「北 方平氏」は側室か、あるいは後妻ということも考 えられる。いずれにせよ、この段階で義業は平泉 の藤原氏と繋がりを持つことになった。清衡の後 継者は2代目基衡である。形のうえでは義業と基 衡は義理の親子となる。

義業は「北方平氏」を娶った3年後の長承2年(1133)に亡くなった。義業亡き後、「北方平氏」の動静は史料に表れてこないので不明である。ただ、昌義はその後、藤原清衡の女を娶っている。この事実を踏まえると、義業が残した奥州藤原氏との「遺産」は子に引き継がれていた、とみていいだろう。

「佐行冠者」 昌義の誕生

秋田・久保田藩が江戸時代に編纂した『佐竹家 譜』は、源義光以来の当主の事蹟を歴代ごとにま とめている。その中で唯一、生年と没年が「未詳」 となっている人物が昌義である。昌義に関する史 料がいかに少ないか。それを端的に物語っている 事例といえる。

そうした中で注目される点は、昌義が各種佐竹 系図で「佐竹冠者」と書かれていることである。 南北朝時代後期の編纂で、日本の初期系図集『尊 卑分脈』は「号佐竹冠者、信濃守、相模三郎」と 表記。江戸幕府が編集した家臣や大名の系譜『寛 政重修諸家譜』も「太郎、佐竹冠者、下野守、進 士判官義業が長男、母は吉田太郎清幹の女」と述 べている。

冠者は「かじゃ」、「かんじゃ」の呼び方がある。 意味は「元服して冠をつけた少年、6位で無官の 者(『日本史広辞典』=山川出版発行)。昌義は系 図によって「信濃守」とか「下野守」との官職名 が記載されているので、無冠とはいえないだろう。

この「佐竹冠者」の史料上の初見は、平安時代 の公卿、吉田経房の日記『吉記』承安4年3月 14日条の記述である。常陸国内で狼藉を働いた 者を捕らえるため朝廷が在庁官人とともに「□竹 冠者昌義、同男雅楽助、太夫義宗」にその役目を 命じている。「□竹」の□は佐竹氏の「佐」に間 違いない。

この記述から言えることは、昌義が承安4年 (1174) 以前に佐竹郷に土着し、子の義宗と国 府(石岡市)の在庁役人で狼藉者を捕らえる実力 を有していたことである。昌義は佐竹郷を領有し、 朝廷から常陸国の有力在地勢力として認知されて いた、という事であろう。

祖父と父の「遺産」を活用

「(佐) 竹冠者昌義」の文字が初めて確認された 承安4年は、父義業が亡くなった長承2年 (1133) から数えると、41年後の事である。昌義 はこの41年の間に祖父、父の遺産である常陸平 氏及び奥州藤原氏との姻戚関係をバックに常陸国 久慈郡に進出し、佐竹郷を領有したと考えられる。

父義業は40代前後に京に上った。ただ、義業 の弟義清は常陸国に留まり、常陸平氏・吉田清幹 影響下の吉田郡武田郷(茨城県ひたちなか市)に 拠点を得ていた。ところが、大治5年(1130)、 義清の子清光が「乱行」を働き、義清親子は甲斐 国(山梨県)に配流となった。京にいた義業が存 命中の事件で、昌義も当然、この事をわかってい たであろう。

江戸時代、諸大名の事蹟と系譜を編纂した 『藩翰譜』(新井白石著)は「佐竹」の項で「昌義、 母方につきて (一部略) 久慈の郡佐竹の地を領し」 とある。母方とは吉田清幹のこと。昌義は、母の 実家、吉田氏に頼りながらも叔父親子のような徹 を踏まないよう細心の注意を払いながら久慈郡へ 進出したと考えられる。

久慈郡内には藤原秀郷系既存勢力があった。昌 義はこれらの勢力にも対応しながら事を図ったと 考えられる。そこに奥州藤原氏がどう関与したの か、そこは不明である。しかし、結果として昌義 は念願を果たした。現地の馬坂城址の説明板は 「昌義は久慈郡佐竹郷に永住し、佐竹氏を名のり、 馬坂城を築いた」と記している。

> 歴史ジャーナリスト **该城県郷土文化研究会会長** 富山 章一



「馬坂城本郭跡に立つ説明板 =常陸太田市天神林町 (筆者撮影)